様式第一の記載要領第四号の表障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）の項中「(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)」を削り、同表企業主導型保育施設用資産の割増償却の項を削り、同表特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例の項中「欄又は」を「欄」に、「欄の」を「欄又は別表十六（六）「９」の欄の」に改め、同表海外投資等損失準備金の項の次に次のように加える。

中小企業事業再編投資損失準備金	第55条の２第１項	00672	法規別表十二（二）「14」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表金属鉱業等鉱害防止準備金の項を削り、同表特定災害防止準備金の項中「別表十二（五）「11」」を「別表十二（六）「11」」に改め、同表原子力発電施設解体準備金の項中「別表十二（七）「23」」を「別表十二（八）「23」」に改め、同表特定原子力施設炉心等除去準備金の項中「別表十二（八）「９」」を「別表十二（九）「９」」に改め、同表保険会社等の異常危険準備金の項及び原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の項中「別表十二（九）「７」」を「別表十二（十）「７」」に改め、同表関西国際空港用地整備準備金の項中「別表十二（十）「15」」を「別表十二（十一）「15」」に改め、同表中部国際空港整備準備金の項中「別表十二（十一）「10」」を「別表十二（十二）「10」」に改め、同表特定船舶に係る特別修繕準備金の項中「別表十二（十二）「９」」を「別表十二（十三）「９」」に改め、同表農業経営基盤強化準備金の項中「別表十二（十三）「10」」を「別表十二（十四）「10」」に改め、同表農用地等を取得した場合の課税の特例の項中「別表十二（十三）「43の計」」を「別表十二（十四）「43の計」」に改め、同表特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の項中

第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第３号）	00551
令和２年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項又は令和２年旧措置法第65条の９（令和２年旧措置法第65条の７第１項の表の第４号）	00552

を

令和３年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項又は令和３年旧措置法第65条の９（令和３年旧措置法第65条の７第１項の表の第３号）	00551

に、「(第65条の７第１項の表の第４号)」を「(第65条の７第１項の表の第３号)」に、「第65条の７第１項若しくは第９項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第５号)」を「令和３年旧措置法第65条の７第１項若しくは第９項又は令和３年旧措置法第65条の９（令和３年旧措置法第65条の７第１項の表の第５号)」に、「第６号」を「第４号」に、「第７号」を「第５号」に、

第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第３号）	00555
令和２年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項又は令和２年旧措置法第65条の９（令和２年旧措置法第65条の７第１項の表の第４号）	00556

を

令和３年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項又は令和３年旧措置法第65条の９（令和３年旧措置法第65条の７第１項の表の第３号）	00555

に、「第65条の８第１項若しくは第２項又は第65条の９（第65条の７第１項の表の第５号)」を「令和３年旧措置法第65条の８第１項若しくは第２項又は令和３年旧措置法第65条の９（令和３年旧措置法第65条の７第１項の表の第５号)」に改め、同表特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の項の次に次のように加える。

特定投資運用業者の役員に対する業績連動給与の損金算入の特例	第66条の11の２第１項	00673	法規別表十（七）「31の計」の欄の金額

様式第一の記載要領第四号の表認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例の項中「第66条の11の２第１項」を「第66条の11の３第１項」に、「第66条の11の２第２項」を「第66条の11の３第２項」に改め、同項の次に次のように加える。

認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例	第66条の11の４第１項	00674	法規別表七（一）付表五「12の計」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除	所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この表において「令和３年旧措置法」という。）第68条の９第１項	10620	法規別表六の二（五）「25」の欄の金額
	第68条の９第１項	10640	
	令和３年旧措置法第68条の９第４項	10621	法規別表六の二（六）「21」の欄の金額
	第68条の９第４項	10641	
	第68条の９第７項	10622	法規別表六の二（九）「14」の欄の金額

様式第二の記載要領第四号の表高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却の項中「第68条の10第１項」を「令和３年旧措置法第68条の10第１項」に、「第42条の５第１項第１号」を「令和３年旧措置法第42条の５第１項第１号」に、「第42条の５第１項第２号」を「令和３年旧措置法第42条の５第１項第２号」に、「第42条の５第１項第３号」を「令和３年旧措置法第42条の５第１項第３号」に改め、同表高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除の項中「第68条の10第２項」を「令和３年旧措置法第68条の10第２項」に改め、同表認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除の項を次のように改める。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	第68条の15の３第１項	10635	法規別表六の二（十八）「27」の欄の金額